

伊奈町業務用封筒広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊奈町有料広告掲載取扱要綱（平成18年要綱第25号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、町が作成する業務用封筒（以下「封筒」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 封筒に掲載できる広告は、要綱第3条の規定を満たし、かつ、業務用として使用する封筒に掲載する広告として、適当であると町長が認めたものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置は、封筒の裏面で町長が指定した位置とする。

2 広告の掲載は、1業者につき各封筒毎に1枠の掲載とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、当該広告の掲載された封筒の在庫のある期間とし、期間中は掲載中の広告の取り下げは出来ないものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「広告申込者」という。）は、伊奈町業務用封筒広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする原稿を添付して、別に定める期限までに町長に提出しなければならない。この場合において、原稿の作成に要する経費は、広告申込者の負担とする。

2 町長は、前項の申込書の提出を受けたときは、掲載の可否を決定し、伊奈町業務用封筒広告掲載決定通知書（第2号様式）により広告申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告の掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

(広告内容の変更)

第8条 町長は、広告の掲載を承認した後において、掲載する広告が伊奈町有料広告掲載取扱要綱の基準に抵触すると認めるときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の決定の取消し)

第9条 町長は、次の各号に掲げるものに該当するとき、広告の掲載の決定を取消することができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適切でないと認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第10条 町長は、広告の掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載の決定を取り消したときは、既納の広告掲載料を返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、封筒に掲載された広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて、権利処理が完了していることを保証しなければならない。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告の掲載後に広告主の原因により、継続して広告を掲載することが不適当と認められたときは、広告の掲載を取りやめるものとし、次の各号に掲げる費用は当該広告主の負担とする。

- (1) 封筒の作成に要する費用
- (2) 目隠しシールの作成及び貼付に係る費用
- (3) その他町長が必要と認める費用

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年11月1日から施行する。